

陳情番号	件名
第 1 号	年金の毎月支給を求めることについて
受理年月日	
29.1.13	

陳情の趣旨
<p>1．陳情の要旨</p> <p>貴議会において、地方自治法第99条に基づき、年金の毎月支給を実現することを意見書として国会に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>2．陳情の理由</p> <p>貴職におかれましては、日頃から市民の生活向上と福祉増進のためにご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>偶数月の15日、午前中の銀行窓口は大変な混雑になっていることを御存じでしょうか。言うまでもなく、年金支給が二ヶ月に1回、偶数月の15日とされているためです。この日は、朝から銀行窓口には、長蛇の列ができ、そのほとんどが、高齢の年金受給者です。一日も早く年金を受け取らなければ、生活ができないという切実な現実があるのです。</p> <p>高齢者にとって、年金は命綱です。年金を受給している人の半数近くが月額10万円未満、2015年4月の老齢基礎年金額は満額で1ヶ月あたり6万5千円となっています。基礎年金のみで月額平均が5万円弱の人が800万人もいます。高齢者が低い年金で2ヶ月計画的に過ごすことは困難を伴います。せめて毎月の支給であれば、くらしのやりくりをつけることができます。</p> <p>年金の隔月支給は国際水準から言っても遅れています。国は支給手続きなどの煩雑さなどを理由としているようですが、支給する側の都合でなく、受給する生活者の立場に立てば、毎月の支給は当然のことです。それをさけているのは、国の怠慢と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>高齢者は年金の削減、医療費の負担増などにより経済的不安に加え、介護の不安も抱えながら暮らしています。貴議会におかれましては高齢者のくらしを守る立場から、国に対して年金の毎月支給を実現するよう意見書を提出していただきますよう、陳情するものです。</p>

陳情番号	件名
第 2 号	平成 2 9 年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載することについて
受理年月日	
29.2.14	

陳情の趣旨
<p>マイナンバー制度は 2 0 1 6 年 1 月より運用が開始されていますが、制度が広く浸透しているとは言い難く、また相次ぐシステム障害などにより、実施状況は国の当初想定とは大きく異なっています。昨年末の個人番号カード申請数が国民の 1 割にも満たないという事実は、そのことを端的に示しています。</p> <p>我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者（個人番号関係事務実施者）の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また、事業者にとってこの制度の利便性は皆無で、過度な負担や責任を強要されているに過ぎず、「できればやりたくない」というのが本音です。従業員からは個人情報の漏洩・流出に対する懸念の声を多く聞きますし、それを理由に番号提供を拒否する者も少なくありません。これが事業者や住民の実態・実感であるということ、まずはご理解いただきたいと思えます。</p> <p>こうした中、総務省令第 9 1 号により、平成 2 9 年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下：「同通知書」）に受給者（従業員）の個人番号を記載する欄が設けられ、各自治体が一齐に個人番号を記載した同通知書を発送する可能性があるとの報道を目にしました。これを受けて、当会が昨年末に神奈川県内の全 3 3 市町村に質問したところ（回答：3 1 市町村）、「記載する」「記載する予定」が 7 割超、そのうちの 5 割強が同通知書を普通郵便で発送するという、驚愕の事実が明らかになりました。</p> <p>事業者が行う住民税の給与天引きに個人番号は一切必要ありません。無用な個人番号通知は、事業者に更なる負担と責任を押し付けるばかりか、漏洩・流出の危険性を増大させることに繋がります。また、年末調整の際に勤務先への番号提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることとなります。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に当たると考えます。普通郵便で発送するなど、もってのほかです。機微性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為です。</p>

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、個人番号が人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏洩・流出対策として妥当な対応だと思います。

こうした潮流の中、同通知書による自治体からの一方的な番号通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

以上、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもありません。あるのは個人情報漏洩・流出の危険性の増大とプライバシー侵害、事業者や自治体の負担増です。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあります。東京都中野区は、普通郵便での送付は漏洩のリスクがあること、簡易書留での送付は約1200万円の負担増になること、などを理由に、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。

相模原市におかれましても、ただ法令・省令を硬直的に運用するのではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考えていただき、同通知書への受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。また、地方自治法第99条の規定により、同通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国へ提出してくださいよう陳情いたします。

1. 平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、受給者の個人番号を記載しないこと。
2. 「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

